

# 行政の窓

## 「木材産業新用途開発促進事業」に取り組む事業者の募集について

北海道では、従来、木材が活用されていなかった分野に進出することにより、木材・木製品のさらなる需要拡大を図ることを目指して、木材関連企業等が異業種企業と連携し、道立林産試験場で研究開発した成果（技術シーズ）を活用した新製品を開発・実用化する場合の経費に対して助成する「木材産業新用途開発促進事業」を実施しています。

平成16年度において取り組みを希望する事業者を次のとおり募集しています。

### 【募集制度名】

木材産業新用途開発促進事業

### 【事業概要】

木材関連企業等が異業種企業と連携し、新商品を開発・実用化するために必要な経費に対して助成するものです。

### 【事業内容】

新商品化の実証に関する次の取り組みが助成の対象となります。

- 1 プロジェクトチームによる連絡調整のための打合せ
- 2 市場性等の調査（ユーザー企業の意向把握等）
- 3 マーケット戦略の検討（展示会の開催、意見広告等）
- 4 消費者を対象としたモニター調査・意見交換会

### 【事業実施主体】

木材、木製品製造業を営む企業又は団体、森林組合、森林組合連合会と異業種企業で構成する共同体としています。

### 【道立林産試験場から提供する研究成果

（技術シーズ）

- 1 障害をもつ児童も楽しめる木製遊具の製造技術の開発
- 2 未利用天然有機物を用いた吸着剤の実用化
- 3 針葉樹材を表板に使用した内装仕上げ用合板の開発
- 4 木製コンテナの商品開発

### 【補助対象経費】

新商品化の実証に関する事業に直接的に関わる経費であって、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、技術者給、作業労務費、賃金を助成の対象としています。

### 【補助事業費等】

事業期間は2か年で、新商品化の実証に関する事業を完了していただきます。

補助率は、補助対象経費の総額（平成16年度の上限は360万円）の2分の1の範囲内で北海道知事が定める額としています。よって、平成16年度の補助限度額は180万円以内となります。

### 【募集期間】

平成16年5月12日（水）までです。

### 【申込み手続き】

各支庁経済部林務課までお問い合わせいただき、所定の「平成16年度木材産業新用途開発促進事業希望等調査表」に必要事項を記入の上、お申し込みください。

なお、申込み後、「産・学・官異業種交流推進会議」を開催し、平成16年度に事業着手する実施主体を決定することとしておりますが、応募者数等の状況によっては、要件を満たしている場合であっても、ご希望に添えない場合もありますので、予めご承知おきください。

### 【その他】

ご不明な点は、道庁でもお答えしております。

### 《照会先》

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部木材振興課 需要推進グループ

電話 011-231-4111（内線 28-484）

FAX 011-232-1294